

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第五十三号

建築士法施行細則（昭和二十五年鳥取県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

建築士法施行細則中改正規則

第三條の次に次の一條を加える。

（事務所の表示）

第三條の二 二級建築士は法第二十三條の規定による建築士事務所の開設の届出をしたときは第五号書式による標札をその事務所に掲げなければならない。

第十三條第一項中「二級建築士試験を受けようとする者は」の下に「第六号書式による」を加える。

昭和二十六年八月二十八日
第二千二百三十九号

火曜日

本書ノ大キサ 國ノ規格A五判

附 則

この規則は公布の日から施行する。

第五号様式

登録番号第 号 二級建築士事務所 氏(固有名称又は名)	県印
--	----

15cm

45cm

様式第六号 (用紙規格B五)

二級建築士資格受検申込書
昭和 年 月 日 実施される二級建築士の資格試験を受
けたので建築士法施行細則第十三條により別紙関係書
類を添えて申込します。

なお次の事項は原典で田つ正確であるらとを誓約します。

ふりがな	氏名	生年月日	年月日	出生
本籍	鳥取県	郡市	町大字	番地
現住所	鳥取県	郡市	町大字	番地
受験希望地	鳥取県	市町		

昭和 年 月 日 氏名 印
鳥取県知事 殿

鳥取縣規則第五十四号

陸運事務所組織規程(昭和二十五年十二月鳥取県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

陸運事務所組織規程中改正規則
第二條中「燃料課」を「登録機材課」に改める。
第三條第三号中「道路運送事業」を「自動運送事業」に

改め、同号の次に、次の三号を加え、第四号を第七号とし以下順次繰り下げる。

- 四、自動運送取扱事業に関する事
- 五、貨物軽車兩運送事業に関する事
- 六、家用自動車の使用に関する事

第四條各号を次のように改める。

- 一、自動車の検査に関する事
 - 二、自動車の運転技術及び運転者の資格に関する事
 - 三、自動車の事故に関する事
 - 四、道路運送車両の保安に関する事
 - 五、自動車の整備命令に関する事
 - 六、自動車整備士の養成及び技能検定に関する事
 - 七、自動車分解整備事業の認証に関する事
 - 八、優良自動車整備事業者の認定に関する事
- 第五條を次のように改める。
- 第五條 登録機材課においては左の事務をつかさどる。
- 一、自動車の登録及び登録の検認に関する事
 - 二、自動車の臨時運行の許可に関する事

00599

- 三、自動車の抵当権の登録に関する事
 - 四、自動車用石油製品の割当及び監査に関する事
 - 五、自動車の割当及び監査に関する事
 - 六、所掌事務に属する指定生産資材の割当及び監査に関する事
 - 七、所掌事業に従事する者の勞需物資に関する事
 - 八、自動車用タイヤ、チューブの需給及びこれらの使用に関する技術上の改善に関する事
- 附 則
- この規則は公布の日から施行し、昭和二十六年七月一日から適用する。

告 示

鳥取縣告示第三百八十四号

鳥取県中海干拓事業所を鳥取県会計規則(昭和二十五年六月鳥取県規則第四十二号)第二條の規定による解に昭和二十六年八月十七日指定した。

昭和二十六年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百八十五号

國際觀光統計調査規則(昭和二十六年運輸省令第八号)第三條第一項及び第二項の規定により指定した事業所(昭和二十六年四月鳥取県告示第百八十四号)の内次の通り移動があつた。

昭和二十六年八月二十八日

鳥取県知事	西 尾 愛 治
事業所名	所 在 地
大山旅館	新 織田かねの 西伯郡大山村大字大山
	旧 友成 君子

人事委員會規則

鳥取縣人事委員會規則第五号

職員の營利企業等の従事に関する許可の基準に関する規則を次のように定める。

昭和二十六年八月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 倉 繁 良 逸
職員の営利企業等の従事に関する許可の基準に関する規則(●)

(この規則の目的)

第一條 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八條第二項の規定に基き、職員の営利企業等の従事に関する許可の基準に関して定めることを目的とする。

(許可の基準)

第二條 任命権者は、職員が営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員 顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可の申出をなしたときにおいては、左の各号の一に該当する場合を除き、許可を与えることができる。

一、職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

二、職員の職又は職員の勤務する機関との間に密接な利害関係があつて、不当な結果を生ずるおそれがある場合

三、職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の名誉となるおそれがある場合

四、その他全体の奉仕者たる公務員として妥当でないと思われる場合

2 職員は前項の許可を受けた後において、その従事する営利企業又は事業等に変更があつた場合、又はそれ等と従事しなくなつた場合には、その旨をただちに任命権者に届け出なければならない。

(許可の取消)

第三條 任命権者は、前條の許可をなした後において、事業の変更、その他の事由により前條第一項の基準に反すると認められる場合には、その許可を取り消すことができる。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

00601

正 誤

昭和二十六年八月二日鳥取県公報号外鳥取県告示第三百四十四号中次のように訂正する。

頁 段 行 誤

一 下 十一 ロ、乙と

二 上 六 さざえ漁業 さざえ

三 下 四 いわし地曳網漁業

三 上 最終行 さざえ漁業 さざえ

四 上 一 いわし地曳網漁業

〃 〃 四 いわし船曳網漁業

〃 〃 六 たい船曳かつら網漁業

〃 〃 五 漁業権の種類

〃 〃 十八 さざえ漁業 さざえ

五 上 七 ばい漁業

〃 〃 十二 五月一日から
十二月三十一日まで

〃 〃 二 きんときだい

〃 〃 十五 甲、イ、ロを

正

ロ、乙を

さざえ漁業 さざえ

いわし地びき網漁業

さざえ漁業 さざえ

いわし地びき網漁業

いわし船びき網漁業

たい船びきかつら網漁業

漁業の種類

さざえ漁業 さざえ

ばい漁業 ばい 十一月一日から
十二月三十一日まで

五月一日から
八月三十一日まで

きんときだい(方言へいけだい)

甲、イ、ロを

六上	十一	さざえ漁業	さざえ	さざえ漁業	さざえ
〃下	八	います		かます	
七上	十	漁業権の種類		漁業の種類	
〃〃	〃	漁獲物の種類		漁獲物の種類及び	
〃〃	〃	漁業の時期		漁業の時期	
〃下	三	さざえ漁業	さざえ	さざえ漁業	さざえ
十上	三	漁業の位置		漁場の位置	
〃下	十一	さざえ漁業	さざえ	さざえ漁業	さざえ
〃〃	二十一	かます		かます、たい、さば	
十一下	十五	さざえ漁業	さざえ	さざえ漁業	さざえ
十三上	五	さざえ漁業	さざえ	さざえ漁業	さざえ
〃〃	十一	うに		うに	
十四上	五	さざえ漁業	さざえ	さざえ漁業	さざえ
十五上	十八	さざえ漁業	さざえ	さざえ漁業	さざえ
十六上	十二	漁獲物の種類、漁業の時期		漁獲物の種類及び漁業の時期	
〃下	九	さざえ漁業	さざえ	さざえ漁業	さざえ
二十二上	八	漁獲物の種類、漁業の時期		漁獲物の種類及び漁業の時期	
〃〃	九	四 漁業の種類、漁獲物の種類、漁業の時期		四 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期	

二十二下	七	六	第一種	漁業の種類漁獲物の種類漁業の時期	第一種
〃〃	十二	漁業の位置	鳥取県東伯郡赤碕町	漁業の位置	鳥取県東伯郡赤碕町地先
二十三下	十五	漁業の位置	鳥取県東伯郡安田村	漁業の位置	鳥取県東伯郡安田村地先
二十五下	八	十一月一日から	十二月三十一日まで	四月一日から	十二月三十一日まで
二十七上	十五	さざえ漁業	さざえ	さざえ漁業	さざえ
二十八上	九	ニ、イハ		ニハ、ハイ	
二十九下	十一	地びき網漁業		いわし地びき網漁業	
三十一下	六	基点甲	甲より三十四度三千メートルの処	基点甲	米子市、夜見村界
〃〃	七	基点乙	乙より六十六度三千メートルの処	基点乙	大篠津村、中浜村界
〃〃	八	基点乙		基点乙	
三十三下	五	より		よつて	
三十四下	四	区画海業権		区画漁業権	
〃〃	六	漁業の位置		漁場の位置	
〃〃	十	屋敷の一二千七百五十七番地		屋敷の一、二千七百五十七番地	

00604

" " 十二 屋敷の二三千五百九十七ノ一番地
 三十五 上 二 より
 " " 十 より
 " " 十二 三、漁場連絡図
 から

昭和二十六年八月二日鳥取県公報号外鳥取県告示第三百四十五号中次のように訂正する。

頁段	行	誤	正
三十七	下 一	二月一日	三月一日
三十八	下 十七	田 條件制限 なし	うぐい漁業 うぐい 十二月三十一日から
三十九	下 六	日野川本流左岸	田 條件制限 なし (日野川本流左岸)
四十	下 一	尙徳村及び成実村日野郡一円	尙徳村、成実村及び日野郡一円
四十一	上 十九	翌 十一月一日から 十一月三十一日まで	翌 四月 一 日から 十一月三十一日まで
"	下 九	四月 一 日から 十月三十一日まで	四月 一 日から 十一月三十一日まで
四十三	上 二	翌 十一月一日から 十一月三十一日まで	十月 一 日から 十一月三十一日まで
"	下 一	うなぎ釣、	うなぎ釣、うなぎ筈、

00605

昭和二十六年六月十二日鳥取取公報第二千二百十七号鳥取県規則第三十八号中、誤植があるので次のように訂正する。

頁段	行	誤	正
三 上	七	同條第七十七号の次に	同條第八十二号の次に
" "	八	七十八、集乳業許可手数料 八百円	八十三 集乳業許可手数料 八百円